

使用水量・料金等のお知らせについて

お客様にお使いいただいた水量を量るため、2ヶ月に1回検針員がお伺いし、メーター検針を行っています。（検針日は地域によって異なります。）検針員が「使用水量・料金等のお知らせ」をその場で発行し、皆様にお知らせします。

ここでは「使用水量・料金等のお知らせ」の読み方を説明します。



【表面】

使用水量・料金等のお知らせ

釜石市 新町1-26		①
釜石市水道事業所 様		
使用者番号 012-34567-890 ②		
検針日	R5/10/1	口径 50mm
下水	公共下水 ③	用途 団体用
メーター番号	0123456	検針員 水道事業所
今回指針	1724m ³	
前回指針	1724m ³	
使用水量※ ④	0m ³	前年同月水量 ⑤ 52m ³
使用期間 R5/8/11～R5/10/1 52日間		
⑥	予定請求月 令和5年10月	令和5年11月
水道使用水量 ⑦	※の1/2 0m ³	※の1/2 0m ³
料金計	4,092円	4,092円
うち消費税	10% 372円	10% 372円
下水使用水量 ⑦	※の1/2 0m ³	※の1/2 0m ³
料金計	1,430円	1,430円
うち消費税	10% 130円	10% 130円
合計金額	5,522円	5,522円
⑧振替日	R5/10/25	R5/11/27
お客様へ	いつも水道メーターの周りをきれいに していただきありがとうございます	
お問合せは水道事業所料金係まで TEL:23-5881		

⑩ 水道料金等口座振替済領収証		
	令和5年7月分	令和5年8月分
使用水量	21m ³	15m ³
水道料金	5,610円	4,092円
うち消費税	10% 510円	10% 372円
下水道使用料	3,465円	2,530円
うち消費税	10% 315円	10% 230円
合計金額	9,075円	6,622円
振替日	R5/7/25	R5/8/25
上記金額を口座より振替させていただきました。 釜石市水道事業所企業出納員		
釜石市水道事業会計	T4800020002668	
釜石市公共下水道事業会計	T5800020002667	

このお知らせ票では料金のお支払いは出来ません
裏面もご覧ください

①給水装置設置場所の住所、使用者氏名

②使用者番号。【(3桁)－(5桁)－(3桁)】

お問い合わせの際はこちらの番号をお知らせください。

③検針日：今回のメーター検針を行った日

下水：下水道加入の有無、区分（公共下水、漁業集落排水）

メーター番号：設置しているメーターの番号

口径：ご使用のメーターの大きさです。

用途：用途区分（家事用、営業用、団体用等）

検針員：担当検針員名

④料金計算の基となる使用期間中の使用水量です。

使用期間中にメーター交換があった場合、前メーター
交換時までの使用水量を加えます。

⑤前年同月の使用水量です。

⑥今回検針による予定請求月、使用水量を基に計算した
予定請求額です。（予定水道料金、予定下水道使用料）

⑦使用水量を2等分して計算していることの表示です。
(端数があるため2等分できない場合はお知らせの裏面参照)

⑧口座制のお客様は口座振替日です。

納付制のお客様はお支払い期日です。

⑨検針時にパイロットが回っている状態で、お客様の確認
が取れない場合等に「漏水の疑いがあります」の表示を
いたします。

⑩口座制のお客様の3ヶ月前、2ヶ月前の振替結果です。
納付制のお客様の場合は印字されません。

※納付制のお客様には後日、納入通知書を送付します。

⑪インボイス制度における適格請求書発行業者登録番号

※この内容は「使用水量・料金等のお知らせ」の一例です。

【裏面】

◎検針及び料金について

水道メーターの検針は2ヶ月に1回行い、その検針水量を2等分し、1ヶ月分の使用水量として計算しています。

検針日は地域によって異なります。

公共下水道を使用している場合は、水道メーターの使用水量が下水道の排水量となります。

(※水量が奇数のため2等分にならない場合、その端数分は検針日の属する月分の水量に加え計算します。)

例えば…

今回検針日 7月1日（前回検針日5月1日）
使用期間5月2日～7月1日の61日間での
使用水量が「41m³」であった場合
請求月7月分は「21m³」として計算します。
請求月8月分は「20m³」として計算します。
※新たに開始（開栓）又は中止（閉栓）された場合は
別計算になります。

◎料金のお支払いについて

※表記されております金額、振替日・納期限は「予定」ですので精算日や漏水等により変更になることがあります。

※口座振替をご利用のお客様は表記振替日に口座より振り替えさせていただきます。なお、残高不足等で、振替不能となつた場合は、翌月10日（休日のときはその翌日）に再振替します。

※納付制のお客様は、後日納入通知書を郵送いたしますので指定の納入場所で納入期限までにお支払いください。

◎お客様へお願い

※メーター検針は、使用水量を計るばかりではなく、漏水等を早期に発見できます。メーターは常に見やすくし（物や車を置かない、犬を近くにつながない等）、正しい検針ができるようご協力をお願いします。

※給水装置はお客様の財産ですから、ご自分でよく管理してください。漏水等の修理はお客様の負担になります。

※転居、転入、転出、又は使用者等に変更がある場合は前もって必ずその旨を水道事業所にご連絡ください。

皆様へのお願い事項等を
記載していますので、
裏面もご覧ください。

水道メーター検針時の使用水量を2等分し、1ヶ月の使用水量として計算しています。

公共下水道を使用している場合は、水道メーターの使用水量が下水道の排水量となります。

※水量が奇数のため2等分にならない場合、その端数分は検針日の属する月分の水量に加え計算します。

【水道料金の計算方法】

例) 口径20mm 一般用 今回検針日 10月1日（前回検針日 8月1日）

使用期間8月2日～10月1日の61日間での使用水量が「25m³」であった場合

1) 使用水量を2等分します。

2) 請求月10月分は「13m³」として計算します。

基本料金(10m³まで)1,320円+従量料金(3m³)480円+消費税(10%)180円=1,980円(1円未満は切捨て)

3) 請求月11月分は「12m³」として計算します。

基本料金(10m³まで)1,320円+従量料金(2m³)320円+消費税(10%)164円=1,804円(1円未満は切捨て)